

島根県社会貢献活動推進事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づく島根県社会貢献活動促進基金（以下「しまね社会貢献基金」という。）の管理及び特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する「特定非営利活動」をいう。以下同じ。）の促進を図るために実施する事業に必要な事項については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 基金の造成及び処分

(しまね社会貢献基金の造成)

第2条 しまね社会貢献基金は、一般会計積立金、県民等からの寄附金及びこのしまね社会貢献基金の運用から生ずる収益をもって造成する。

(しまね社会貢献基金の処分)

第3条 条例第1条の規定に基づき、特定非営利活動の促進を図るために実施する事業は次の事業とし、その金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(1) 社会貢献活動支援事業

第3章 寄附金

(寄附金の受入れ)

第4条 第2条の寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、知事が別に定める寄附申込書により行うものとする。ただし、知事は、事情により、他の方法により寄附金の受入れを行うことができる。

(寄附金の区分)

第5条 しまね社会貢献基金への寄附は、寄附者が希望を添えることができるものとし、次の区分とする。

(1) 団体希望寄附

第11条の規定によりしまね社会貢献基金団体登録通知を受けた団体（以下「登録団体」という。）のうち、特定の団体への支援を希望する寄附

(2) テーマ希望寄附

別表に掲げる活動に関する寄附者の意向（以下「テーマ」という。）に基づき、登録団体が企画・実施する事業への支援を希望する寄附

2 団体希望寄附にあつては支援を希望する登録団体名を、テーマ希望寄附にあつてはテーマ名を、それぞれ記載するものとする。

3 第1項第2号の寄附について、寄附額が30万円以上の場合は、当該実施事業に、寄附者名等を付記することができるものとする。

(特定のテーマを指定しないテーマ希望寄附への充当)

第6条 次の各号に該当する場合は別表に掲げる「6テーマ指定なし」へ充当するものとする。

- (1) 前条第1項第1号の寄附について、寄附者が支援を希望した団体が登録を更新しないとき、又は登録を抹消されたとき
- (2) 前条第1項第1号の寄附金の全部又は一部が、寄附があった日の属する年度の翌々年度末までに団体活動支援事業に充てられなかったとき
- (3) 前条第1項第1号の寄附金の全部又は一部が、寄附があった日の属する年度の年度末までにクラウドファンディング事業に充てられなかったとき
ただし、登録団体の責に帰すことができない事由により事業に充てられなかった場合は、この限りではない。
- (4) 別表に掲げる1から5までのテーマを希望した前条第1項第2号の寄附金の全部又は一部が、寄附があった日の属する年度の翌々年度末までに寄附者設定テーマ事業に充てられなかったとき

(寄附金の受付窓口)

第7条 寄附金の受付窓口は、島根県、島根県指定金融機関、島根県指定代理金融機関又は島根県収納代理金融機関とする。

(寄附金の不返還等)

第8条 寄附金は次項各号に該当する場合を除き、返還しない。

- 2 知事は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき
 - (2) 前号に定めるもののほか、知事が特に認めるとき
- 3 知事は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

第4章 登録団体

(登録の申請)

第9条 第19条に規定する社会貢献活動支援対象事業の実施団体として登録を受けようとする団体は、しまね社会貢献基金団体登録(更新)申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(登録の要件)

第10条 前条の登録の申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 法に定める特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)のうち、次のすべてを満たすものの。
 - ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
 - イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
 - エ 法第29条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)のすべてを所轄庁に提出していること。

- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
 - カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - キ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- (2) 市民活動団体、ボランティア団体、地域運営組織（以下この号において「団体」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。
- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
 - イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - ウ 団体設立の日以後 1 年及び 1 事業年度が経過していること。
 - エ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
 - オ 過去 5 年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業（補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの）を行った実績を有すること又は現在行っていること。
 - カ 法第 2 条第 2 項第 2 号に該当すること。（法の規定を援用）
 - キ 団体の役員が法第 20 条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
 - ク 法第 21 条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
 - ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- (3) 前号のすべてを満たす団体が母体となって NPO 法人を設立後 1 年又は 1 事業年度を経過していない場合において、知事が別に定める基準を満たすもの。
- (4) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「社団、財団法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。
- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
 - イ 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
 - ウ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - エ 法人成立の日以後 1 年及び 1 事業年度が経過していること。
 - オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類（財務諸表）及び事業報告を整備していること
 - カ 法第 2 条第 2 項第 2 号に該当すること。（法の規定を援用）
 - キ 法人の役員が法第 20 条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
 - ク 法第 21 条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
 - ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
 - サ 国、地方公共団体の外郭団体及び財政的援助団体でないこと。
 - シ 以下①～③の要件を全て満たしていること。
 - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
 - ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
 - ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えるを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

(登録の審査及び決定)

第11条 知事は、第9条の申請を受理したときは、前条に規定する要件の審査を行い、登録の適否を決定し、当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第12条 登録の有効期間は、登録の日の属する年度の翌々年度末までとする。

(事業報告書等の提出)

第13条 登録団体は、登録の翌年度から毎年度、事業年度の最終日から3月以内に、前事業年度の事業報告書等（任意団体にあってはこれに準ずるもの）を日本財団公益コミュニティサイト CANPAN の団体情報に掲載するものとする。ただし、これによりがたい場合は書面により知事に提出するものとする。

2 知事は、登録団体から前項に定める期日までに関係書類について日本財団公益コミュニティサイト CANPAN の団体情報への掲載、又は書面による提出がない場合には、登録を一時停止することができる。

(団体情報の公開)

第14条 知事及び登録団体は、相互に協力し当該団体及び当該団体の活動内容等に対する認知度を高めるため、第9条の申請書類を一般に閲覧させるほか、当該団体の活動内容をホームページに公開するなど、広く周知するものとする。

(登録の変更)

第15条 登録団体は、第9条の申請書類の内容に変更があったときは、しまね社会貢献基金団体登録変更届（様式第2号）を、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の更新)

第16条 登録団体は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の1月前の日までに、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

(登録の抹消)

第17条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、しまね社会貢献基金団体登録抹消申出書（様式第3号）により、知事に登録の抹消を申し出なければならない。

(1) 第10条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 登録を辞退しようとするとき。

2 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 前項の規定により登録団体から登録抹消の届出があったとき。

(2) 第10条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。

(4) その他知事が特に必要があると認めるとき。

3 知事は、前項第3号及び第4号の規定による登録の抹消を行おうとするときは、あらかじめ当該団体に対して、弁明の機会を与えるものとする。

4 知事は、第2項の規定により登録を抹消したときは、当該団体に通知するものとする。

第5章 社会貢献活動支援事業

(対象団体)

第18条 社会貢献活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）の対象は、登録団体とする。

(活動支援事業)

第19条 活動支援事業は、島根県内の社会貢献活動に資する次の事業とする。

(1) 団体活動支援事業

登録団体のうち、寄附者が支援を希望した特定の団体が企画・実施する事業

(2) クラウドファンディング事業

登録団体が企画した事業をクラウドファンディングの手法により寄附を募集し、実施する事業

(3) 寄附者設定テーマ事業

テーマに基づき、登録団体が企画・実施する事業

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当しない事業とする。

(1) 団体の定款等に定める活動目的と適合していないこと。

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的としていること。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていること。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていること。

(5) 法令（県の条例等を含む）に反していること。

3 第1項の事業の実施にあたっては、第5条による寄附者の希望を考慮するものとする。

(活動支援金の額)

第20条 活動支援金（第23条第2項で採択が決定した活動支援事業に対して知事が交付する活動支援金をいう。以下「活動支援金」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 団体活動支援事業

当該登録団体への団体希望寄附の金額の範囲内で、3万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

(2) クラウドファンディング事業

当該登録団体への団体希望寄附の金額の範囲内で、知事が別に示す額を上限とする。

(3) 寄附者設定テーマ事業

当該テーマへのテーマ希望寄附の金額の範囲内で、10万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

2 一登録団体への一年度内における活動支援金の額は、1,000万円を上限とする。

3 第1項及び前項の規定によりがたい場合は、別に知事が定めるものとする。

(活動支援事業の申請等)

第21条 活動支援事業を実施しようとする団体は、社会貢献活動支援事業申請書（団体活動支援事業にあつては様式第4号の1、クラウドファンディング事業にあつては様式第4号の2、寄附者設定テーマ事

業にあつては様式第4号の3。以下「活動支援事業申請書」という。)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 前項により活動支援事業の申請をしている事業について、採択前に事業に着手することはできない。

(活動支援事業の対象経費)

第22条 活動支援事業の対象経費等は、次のとおりとする。

事業名	支援限度額	支援の対象となる経費	支援率
団体活動支援事業及びクラウドファンディング事業	知事が別に示す額	活動支援事業に要する経費	支援対象経費の10分の10以内
寄附者設定テーマ事業		活動支援事業に要する経費のうち、謝金、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、その他知事が認めるもの	

- 2 前項の事業について、他の経費支援(しまね社会貢献基金及び協働する市町村、企業、団体等からの経費支援を除く。)を受けている場合又は受ける見込みがある場合は、支援対象としない。

(活動支援事業の審査及び決定)

第23条 知事は、団体活動支援事業及びクラウドファンディング事業の申請があつたときは、島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において、別に定める審査基準に基づく審査を行い、寄附者設定テーマ事業の申請があつたときは、別に定める社会貢献活動支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、事業の採否を決定するものとする。

- 2 知事は、第1項の規定により活動支援事業の採択を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第24条 活動支援金の交付を受けようとする登録団体は、活動支援金交付申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(活動支援事業の変更)

第25条 活動支援金の交付の決定を受けた団体(以下「活動支援事業団体」という。)が、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、活動支援金変更交付申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

- (1) 活動支援事業の中止又は廃止
- (2) 活動支援事業の内容の主要な部分に関する変更
- (3) 支援金の20パーセントを超える減額

(実施状況の報告)

第26条 活動支援事業団体は、知事が指示したときは、活動支援事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第27条 活動支援事業団体は、当該活動支援事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動支援事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第24条第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動支援事業団体は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(活動支援金の支払)

第28条 知事は、活動支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、活動支援事業団体に対し、活動支援金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 活動支援事業団体は、活動支援金の概算払を受けようとするときは、活動支援金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第29条 知事は、第24条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 活動支援事業団体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第30条 活動支援事業団体は、活動支援事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、活動支援事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、活動支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(書類の保管)

第31条 活動支援事業団体は、活動支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該活動支援事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(財産処分の制限)

第32条 活動支援事業団体は、取得財産等のうち価格が10万円以上のものについては、知事の承認を受けずに、活動支援金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担

保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を超えた場合は、この限りではない。

（情報公開）

第33条 活動支援金の交付を受けて事業を実施した団体（以下「活動支援事業者」という。）は、活動支援事業の内容と成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 活動支援事業者は、知事が活動支援事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

（その他）

第34条 この要綱に定めるもののほか、しまね社会貢献基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

- 1 環境、中山間地域の保全と持続的活用
- 2 子ども・子育て支援、文化スポーツ
- 3 福祉、地域共生社会
- 4 産業振興、情報化
- 5 定住促進、災害支援
- 6 テーマ指定なし

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき実施した「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」及び「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度から平成25年度までの間に受け入れた寄附金については、第6条第2号の規定にかかわらず、平成27年度末までに第19条第1項第1号及び第2号の事業に充てられなかったときに一般寄附として扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度末時点における一般寄附の残額は、テーマ希望寄附として扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月20日から施行し、改正後の規定は、令和4年度以降の事業について適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。ただし、令和7年度に実施する寄附者設定テーマ事業については、なお従前の例による。

- 2 施行日の前日までに受け入れた寄附金については、第6条第4号の規定中「1から5まで」とあるのは「1から10まで」と読み替えるものとする。
- 3 改正前の要綱別表に掲げる1から11までのテーマを希望した第5条第1項第2号の寄附金で、その全部又は一部が令和7年度までに実施する寄附者設定テーマ事業に充てられなかったものは、附則別表の左欄に掲げるテーマごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるテーマへの寄附金として扱うものとする。

附則別表

改正前の要綱に基づく寄附があったテーマ	充当するテーマ
1 環境の保全（景観保全を含む） 5 農山漁村又は中山間地域の振興	1 環境、中山間地域の保全と持続的活用
2 子育てや社会教育の推進 4 文化やスポーツの振興	2 子ども・子育て支援、文化スポーツ
3 健康づくりや福祉の充実 8 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現	3 福祉、地域共生社会
7 経済の活性化 10 科学技術の振興	4 産業振興、情報化
6 にぎわいのある地域づくり 9 安全なくらしの推進	5 定住促進、災害支援
11 テーマ指定なし	6 テーマ指定なし